

耕作放棄地解消事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、耕作放棄地解消事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という。）、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知、以下「交付要綱」という。）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）（以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 遊休農地は、病虫害の発生や有害な鳥獣の住処となるなど、周辺農地に悪影響を与えることや、担い手への農地の集積・集約化の妨げになることが懸念される。本事業は、こうした遊休農地を解消し、担い手に農地を集積・集約化することで効率的な農作業が可能となり、農地や担い手の確保、ひいては地域の農業の維持に資することを目的とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費等は別表のとおりとする。

(事業実施計画の承認申請等)

第4条 要項第3条の事業実施計画書の様式は、実施要綱別紙様式第7号及び別紙1から別紙3とする。

(事業実施計画の変更申請)

第5条 要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式は、実施要綱別紙様式第7号及び別紙1から別紙3とする。

(交付決定前着手)

第6条 要項第9条第1項の交付決定前着手承認申請書の様式は、別紙5とする。

(補助金の交付申請)

第7条 要項第6条第2項第1号の事業計画書の様式は、実施要綱別紙様式第

7号とし、別紙1から別紙3を添付するものとする。

(状況報告)

第8条 要項第12条による補助事業等の遂行状況の報告は、要項別記第10号様式に別紙6の遂行状況報告明細書を添付するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、要項第15条の補助金等概算払請求書に別紙7の概算払請求明細書を添付するものとする。

(実績報告)

第10条 要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は、実施要綱別紙様式第7号を準用し、別紙1から別紙4を添付するものとする。

(事業遅延の届出)

第11条 事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別紙8の事業遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年(2026年)4月7日から施行する。

別表

補助対象経費等

<p>対象となる 経費</p>	<p>(1)再生作業 <ul style="list-style-type: none"> ・草刈り ・除礫 ・抜根（農業生産を目的に浸食・改植された樹木の抜根を除く。） ・耕起・整地 ・その他必要と認められる経費（ただし、「その他必要と認められる経費」については、事前に県へ協議することとする。） <p>(2)土づくり <ul style="list-style-type: none"> ・土づくり（堆肥等） ・土壌消毒 ・pH調整 </p> </p>
<p>交付単価</p>	<p>(1)の交付単価は10aあたり43千円を上限とする。 (2)の交付単価は10aあたり10千円を上限とする。</p>
<p>交付額</p>	<p>（1）再生作業 実際に再生作業に要した経費又は交付単価に本事業の対象となる遊休農地の解消面積を乗じた額のいずれか少ない額（円未満は切り捨て） （2）土づくり 実際に土づくりに要した経費又は交付単価に本事業の対象となる土づくりを行った面積を乗じた額のいずれか少ない額（円未満は切り捨て）</p>